

試験使用承認申請書  
(玄海原子力発電所第3号機の修理の工事)

原発本第107号  
令和4年10月18日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣  
西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社  
代表取締役 池辺 和弘  
社長執行役員

原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第1号の規定により次のとおり試験使用の承認を受けたいので申請します。

試験のために使用しようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 玄海原子力発電所 所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
試験のために使用しようとする原子力発電工作物の概要	玄海原子力発電所第3号機 原子力設備 原子炉本体 原子炉容器 工事計画の届出番号及び届出年月日 原発本第112号 令和3年9月30日
試験使用開始予定年月日及び試験使用期間	試験使用開始の予定年月日：令和4年12月5日 試験使用期間 自：令和4年12月5日 至：令和3年9月30日付け原発本第112号をもって届け出た原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項に定められる使用前検査の合格日
試験使用の方法	原子炉容器出入口管台溶接部計画保全工事の実施に伴い、原子炉容器が安定した連続運転ができることを確認するまで原子炉容器を使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日	令和4年 2月10日 令和4年 3月30日 令和4年 10月18日

## 添 付 書 類 目 次

添付書類－1 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

添付資料－2 試験項目及び試験工程表

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

試験使用を必要とする理由

原子炉容器出入口管台溶接部計画保全工事の実施に伴い、原子炉容器が安定した連続運転ができることを確認するために原子炉を起動し、定格熱出力状態で試験使用する必要がある。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。

## 試験項目及び試験工程表

試験項目及び試験工程は次のとおり。

年 月 項 目	令和4年	令和5年
	12月	1月
起動試験及び出力上昇試験	○	△

○：試験使用開始    —：試験使用期間    △：試験使用終了（使用前検査合格日）

## 参考

試験使用承認申請書中「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日」とあるのは「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第15条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日」と読み替えるものとする。